

令和4年度第1回 小田原市子ども・子育て会議 会議録

日 時：令和4年7月21日（木） 14：00 から 16：00 まで

場 所：生涯学習センターけやき 第2会議室

出席者：石井 安奈委員、大矢 雅子委員、川向 由起子委員

川本 桂子委員、中島 慶太委員、都築 顕道委員

武藤 保之委員、吉田 眞理委員、佐々木 陽子委員、

遠藤 貴文委員、山崎 美由樹委員

山下子ども青少年部部長

有泉子ども青少年支援課長、上田係長

杉山保育課長、前島保育課施設整備担当課長

濱野(智)青少年課長

大井健康づくり課長

濱野(光)教育総務課副課長

小林教育指導課指導主事

吉野子ども青少年部副部長、竹内子育て政策課副課長、相原主任、小林主事

会議次第

1. 部長挨拶
2. 会長挨拶
3. 自己紹介
4. 子ども・子育て会議の目的や役割について
5. 議 題
 - (1) 「小田原市子どもの生活実態調査」の結果報告について
 - (2) 「小田原市子どもの貧困対策推進計画」について
 - (3) 子どもの貧困対策推進に資する小田原市の事業等について
6. その他

要旨は次のとおり。

議題

(1)「小田原市子どもの生活実態調査」の結果報告について
資料2に基づき、事務局より説明。

【質疑応答】

会長

7ページにC群、B群、A群の順に「生活の困難の度合いが高くなるという可能性
がある」と書いてあるのですけれども、調査結果の読み取りのところになると、生活
困難の度合いが高くなるほどこうなるとかというように表現して記載しているところ
もあります。もうこれは、A群は「生活困難の度合いが高い」と決めつけた書き方
になってしまっていて、ページによってはA郡でこういうふうな「傾向が見られる」
という表現を使って記載している箇所もあるので、途中ですり替えてしま
うと理解が違ってしまいますので、やはり「A群」と書くか、「生活困難の度合いが高い可
能性がある」人達とか、子どもとか、そういうふうに書いていかないと、調査結果を
読んでいる中にもう「A群は生活困難が高いのだ」と誤解を与えかねないと思うので
すけれど、どうですか。

事務局

お答えします。会長のご指摘のとおりだと思います。報告書を作成する段階でそこ
まで配慮が至っておりませんので、正にご指摘のとおりだと思います。

会長

A群は必ずしも生活困難という訳ではなくて、生活困難が高い郡をA群として分け
たという形だということで、皆様も留意ください。

私の方からもう1件、いいですか。そのA群、B群、C群に分ける時に使った何項
目かの指標がありますよね。そのA群、B群、C群に分ける判定要素となる設問に関
して、例えば食べるものとか学校の授業が分かりますかという設問の部分で、学校の
授業が分からないことが多いという子どもをA群としたのだけれども、A群には学校
の授業が分からない子どもが多いということが分かったと解説するのはトートロジ
ーなのではないですか。元々、それで分けたのだから多いに決まっているといふう
に見ながら読んだのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

事務局

今、会長がおっしゃったとおりA～C群に分けるために用いた各設問項目に該当す
る人を、例えばA群に該当すると言っていれば、そのグループ分けをするために用い
た設問項目の調査結果を見に行けば当然そう答えている子がそこにいる訳ですから、

当然そこは同じようにリンクはしてしまうのはご指摘のとおりです。

会長

そういうところを見るために、やはり保護者の方の回答とA群の回答の傾向と子どものA群の回答の傾向を比べてみると何かいろいろ分かるなと思いながら拝見しました。

何か項目の答えについて感想とか質問ではなくて、このようなことに気が付いたということでもいいのですけれど、膨大な量の調査なので読むのが大変だったと思うのですけれど、どうでしょう。

何か、私ばかり発言して申し訳ございません。34 ページのクロス集計を見ると、A群程得意な教科や活動がないという人が増加するということですよね。中学生で特にA群のお子さんが得意な教科・活動はないと答える子がぐんっと伸びていて、この辺はやはり貧困と考えられるとか、いろいろ前のような指標になっている項目にそのように答えた人たちというのは、得意な教科や活動がないというふうに答えてしまうので、これは勉強でなくても何か得意なものがあれば少し学校も楽しくなるのだろうけれど、それが少ないというのが少し。ああ、そうなのだ。どれか1つでも得意なものを見つけられるようになったらなというふうには思いました。他のことが何もできなくても苦手でも、1つでもこれが好きとか得意というものがあるといいというふうに思いました。

あともう1つ、141 ページなのですけれどもヤングケアラーの問題に関連していると思うのですが、141 ページの中学2年生のA群の 4.1%というのはほぼ毎日2時間以上というのが4.1%ですよね。そうすると、兄弟姉妹の世話というのはどのように答えたのか分からない。弟を連れて遊びに行くというのも書いたかもしれないけれど、病気の家族や祖父母の世話となると、やはりケアに属する者なのかなと推測しました。子どもが病気の家族や祖父母の世話を時々するというのは、それは家族として当然と思うのですけれども、中学2年生全体の回答では0.8%だったのに対して、A群では4.1%のお子さんがほぼ毎日2時間以上病気の家族や祖父母の世話をしていると自分で感じているというところが、経済状態と関係してくるのかなとか考えます。経済状態が少し貧困に傾いていると、親御さんの意識も子どもに向いていないというのが保護者の調査結果から見えるので、その辺でお子さんが負担をしても保護者があまり気にしないとか、気が付く余裕がないとかいうこともあるのかなということはあるので、その辺も支援が必要というふうに思いました。

この調査を委員の皆さんも色々な点からご自身の興味がある部分をご覧いただくと、気が付くところはあると思うのです。そのようなところが小田原市として、どうやったら今自信がなかったり、家庭の状況で自分自身の生活が上手くいかなくなっているお子さんを少しでも楽しい、子どもらしい生活にしていけるのかなというところを議論できる機会ですので、是非この調査結果を読み取りながら考えていただけると良いなというふうに思います。それも、今後のことでいいのですよね。今日ではなくてまた読んでいただいて、それでこういう課題があるのではないかとか、こういう子ども達がいるのが気になるとか。そのようなことをおっしゃっていただけたらいいなというふうに思います。

他にどなたかいかがですか。私はこういう調査をよく見るので、見ながら比べられるとなるのですけれど。見慣れないと、頭が痛くなってしまいますよね。でも、見ていると面白いですよ。何か、感想でもおありだったらいかがですか。

川本委員、お願いします。

川本委員

感想というか、中学生も小学生の高学年ぐらいからもそうかなというふうに思うのですけれど、公園などといったところで遊ぶという習慣等もなくなってきているのかなというところでは、居場所もすごく分散しているのかなと思うのですが。項目としても公園で遊ぶとかというところの選択肢しか出なかったというところでは、やはりゲームなど。あまりそういう選択肢がなかったというのもお伝えしたいのと、やはり子どもたちが日頃どのようなことをして過ごしているのか、コロナ禍の影響もあるのでとても気になる点だなと思いました。

会長

ありがとうございます。佐々木委員どうですか。

佐々木委員

設問の中で勉強で授業が分からない時に誰に教えてもらうのかという質問があったと思うのですけれども、学習塾の先生が学校の先生の次に多かったと思うのですけれども、こういうことって経済の格差がすごく出てしまうと思いました。そこに収入面でお金がかける家庭は、例えば塾の夏期講習料とか全部受けていったら多分トータル 10 万円くらいかかってしまうというふうに聞きます。それで、実際に保護者の方に 379 ページで家庭教育の充実のために国や市など行政が取り組むべきことは何だと思えますかという質問で、圧倒的に 8 割以上の方が子育ての経済的負担を軽減す

ることというふうに答えていたと思うのですけれども、例えばそういう学校面で遅れがある子に無料で勉強を教えてもらえる場所、公民館とか何か児童センターとか分からないのですけれども、そういったところが市内にあるのかとか。また、それをどういった方が担ってくれるのかとか、そういう部分がすごく親としては不安に感じました。

会長

ありがとうございました。322 ページに「子どもが過ごすことが望ましいと思う場所」の経済状態別に集計した結果があります。そのようなものも出ているので、少し詳しく見てみると見えてくるものもあるのかなというふうに思います。経済状態によって、お子さんが自分自身のゴールを決めてしまっているというのもここから見えてきています。だから、全ての子どもが夢を持てるようにするには、どのようなことをしたら良いか考えるヒントになると思います。他にいかがですか。そうしましたら、またの機会もありますし感想とかいろいろお聞きするようにしていきます。これはとても大事な資料ですので、また時々目を通しながらということをお願いいたします。そうしましたら、次の議題に入る前にここで換気を兼ねて5分程度の休憩を取りたいと思います。

(休憩)

議題

(2) 「小田原市子どもの貧困対策推進計画」について

(3) 子どもの貧困対策推進に資する小田原市の事業等について

事務局

資料 3-1、3-2、3-3、4-1、4-2 に基づき、事務局より説明。

【質疑応答】

武藤委員

ただいま、説明をされた中で私はどういうふうにするのか少し分からないのですが、事務局は子どもの社会的な自立を促すみたいな話をしていましたよね。これは、具体的にはどういうふうなことをするのですか。何が聞きたいのかというと、子どもの社会的自立の前に親だと思うのです。親が社会的自立をしていないから貧困な家庭になってしまっている訳です。そこを直さない限り子どもにこれをしたって意味がないと思います。

会長 社会的自立という言葉を元にお話はされていますけれども、子どもに対して働きかけるというよりも、親への働きかけが重要というご意見でよろしいですか。

部長 資料の3-1をご覧いただきたいのですが、基本的にはこちらにございますように「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援・経済的支援」ということで、武藤委員に言われるように保護者に対する支援の方が第一というふうに考えております。ただ、今少し子どもの自立という説明がどこで出たのかというのを、原稿を確認しているのですが、基本的な考えとしては、資料3-1にございますように保護者の方の支援ということ間違いございません。

会長 子どもの貧困というのは子ども自身が貧困なのではなくて子どもの育つ家庭が貧困であるという意味なので、その家庭への支援というのを大きくとらえているということで、その家庭への支援があることによって子どもの生活環境がよくなるようにという考え方だとは思いますが。

武藤委員 そうだと私も思います。

会長 武藤委員がおっしゃることと違いますよね。親への支援を重要に考えているということでしょうかと思うのですが。

武藤委員 だから、貧困な家庭で勉強もできないような人を、子どもの社会的な自立のために何かを支援しようというようなニュアンスの喋り方をしたのです。だから、そうではないと思います。

事務局 誤解を招くようなご説明だと思いましたら申し訳ございませんが、武藤委員のおっしゃるように、子どもを育てる親への支援というのが先ほど部長が説明したとおり、それが主流になってくるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長 ただ、基本として家庭が貧困なのは親が駄目だからではなくて、社会構造の中でそ

のような立場にいざるを得ない保護者がいて、社会的な支援があれば自立できるだろうと考えていろいろな支援をしていこうというふうに考えてということです。なので、このいろいろな支援が出てくる訳です。それで、その視点というのが子どもにとってという視点なので教育とか妊娠・出産期への支援とか、そのような形で子どもを視点にして貧困に対して支援していくということになると思います。
他にいかがですか。

事務局 大綱の概要をご覧ください。資料3-1に基本的な方針として掲げられている3つの丸がありますが、その1つ目のところにキーワードとしては「社会的な自立」とありますけれど、これは生まれる前から実際に自立する時期まで、切れ目なく連続して支援しましょうということを行っているので、子どもはその状態で自立してくださいという趣旨ではなく、切れ目なく自立するまで支援しましょうという趣旨でございます。この大綱の文字のとおりでございます。以上です。

会長 子どもだった人が大人になるまでということですよ。

事務局 はい。

会長 そういうことだそうです。他に何か、今のご説明の中とかで少しここが分からないのだけれどもというところがあればお願いいたします。
中島委員、お願いいたします。

中島委員 初めての会の参加で分からないことが分からないような状態なのですけれども、今子どもの貧困についてどのような政策をとっていくかという論点になっていくのだと思うのですけれども、小田原市の子どもの貧困という今の実態とか、それをどういう線で引いたらここからここは貧困と値するとかというところが私の中で見えていないのですから、そこを簡単にご説明いただくと、この先へ自分の中で進めていけるのかなというふうに思います。よろしく申し上げます。

事務局 直接的に子どもの貧困に対して今すぐ良いお答えが出ないのですけれども、大人の世帯としての貧困といいますか、生活の所得の状況に関する説明としては、先ほどの

ピンク色のフラットファイルの資料の198ページが参考になるかと思えます。これは判定要素の説明の部分ですけれども、所得の状況について分類する時にこれは一般的に使われる言葉のようですが、等価世帯収入というものがあります。細かい計算式が書いてありますけれども、世帯の収入と世帯の人数を計算してその家庭としては必要十分な収入があるのかどうかというのが1つ判定要素としては用いられているようです。あと、この調査で言えばそれと併せて家計のひっ迫という項目もありますので、こういった項目に該当する項目が多い家庭は経済的に厳しい家庭なのだろうなというところがあると思えます。では何項目だったら「貧困」という線を引きましょうというところについては特別に基準を設けている訳ではございませんので、相対的にこういった項目から世帯の状況を見ていくというふうになると思えます。

中島委員

ありがとうございます。

今この等価世帯収入という計算方法を見ていった時に、このアンケート調査は小学5年生と中学2年生に行っていると思うのですが、小田原市全体として低所得基準が1人当たり158万円というふうに捉えることができるとしたら、こういう家庭がどの程度あるのかというところが今現段階で把握できているところなのでしょうけれど、それはあまり気にしなくてこういうことは進めてということでしょうか。

事務局

ご意見をありがとうございます。例えば国の貧困調査と言ったものがございませけれども、やはり国ですから国民全員を調査するということもできませんので、一定数の調査母体というものを調査した結果、その中で貧困世帯に属する割合がどのくらいあるのかというものを算出しまして、では日本全体ではどのくらいの世帯が貧困なのかというのを導き出しているところでございます。それで、今回ご質問にありました小田原市でどのくらいあるのかというのは、申し訳ございませんが、市民全員の所得とか世帯の状況を調査した訳ではないので、その人数や世帯数というのは把握していないというような状況になります。

中島委員

今の説明にあったように、実態が明確に見えていない中で貧困対策に対する事業は資料の4-2があるのですけれども、この具体的な一つひとつが本当に必要なのかどうかというところが自分の中でどう判断したらいいのかというのが少し不明だったも

ので、質問させていただきました。ありがとうございました。

事務局

ただ、この調査で母数は一定の小学5年生や中学2年生、それから未就学児の親御さんを対象とした訳なのですが、一定数の割合というのが出ているので、それが小田原市全体で同じくらいの割合がいるのではないかというような推測はできると考えております。

部長

ただいまの事務局から説明のあったとおりなのですが、実際に何件あるのかという大体の傾向という形で捉えていただければと思います。あと、もう1つ、本調査では198ページの低所得、家計のひっ迫、子どもの体験の欠如の3項目のうち2つ以上をいわゆるA群というふうに位置づけております。これは、子どもの貧困というのは必ずしも家庭の経済的な貧困とイコールではないということを指しています。例えば、経済的には非常に余裕があるのですが、子どもの貧困というのは成長期に「与えられるべきものが与えられない」というような定義で語られます。これは、家庭が十分な収入があるのだけれども、親がネグレクトをして十分な食べ物を与えない、子どもの面倒を見ない、教育について無関心であるなどといったことも含まれるため、こういった分け方をして家庭の貧困ではなくて、敢えて子どもの貧困というふうに言わせていただいています。ですから、具体的に何件かどうかというよりは、こういった困った方達がどういったことを望んでいて、どういった支援を市としてどうしていくべきなのか。そういった視点でご議論いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

中島委員の疑問は、市でサービス提供する対象者がどこにいるのか誰なのかというのが、特定できないとこういうサービスを作っても届かないのではないかというようなことですか。

中島委員

そこのニーズの実態が見えないところに手だての方針は出せると思うのですが、例えばこの手だてに対して100の力を注いでいく。こちらの手だては30の力を注いでいくというような分配が、具体的な実態が分からないとかけようがないんじゃないかなというふうに少し思っています。

会長 武藤委員、お願いします。

武藤委員 先ほどの子どもの社会的自立の話は、実は今言ったそこなのです。親がどうしても就労できない、生活が出来ない人は確かにいます。でも、そういった方たちへの支援がきちんとあれば、子どもも自然に自立してくる訳です。そこを聞いたかった。だから、具体的に何をどうするのかと言った時に、はっきりとした数字が出ていない訳です。それで、何故出ないか。これは法律で決まってしまっているから。個人情報の問題で出ないのではないかと考えます。例えば、貧困でもその子を自立させて社会的に復帰させたくても、親権があるから行政がその子を面倒見ることができない。その辺のところをしっかりとつかんでいかなければ、この貧困対策というのは解決しないのです。きちんと支援することによって将来的に、自立できる子が育ってくるのだと思います。それをきちんと支援しないために、永遠に貧困になってしまうのではないかと考えます。

会長 事務局から何かありますか。

事務局 このアンケートの中に何か近いものはないかなというところでご紹介します。

子どもではなく世帯の話ですけれど、364 ページです。質問の 43、世帯全体のおおよその年収はいくらですかというところで、所属の区分ごとにどのくらいの世帯があるかというのが示されています。目を引くのが、1000 万円以上というのが 14.4%と多いのですけれども、中央値としては 500 万 600 万あたりが一番世帯としては多いということになります。それから、2 枚めくっていただいて 368 ページ。先ほど少し言葉を出しました、等価世帯収入、世帯の収入状況と世帯の人数の状況によって世帯の状況を判定するものですが、その集計の結果が上の棒グラフですけれども、黒い部分が大体平均中央値の 2 分の 1 未満。ですので、所得が少ない世帯が 8.6%。それから、中央値の 2 分の 1 以上中央値未満が 36.4%。それで、一番多いのが中央値以上というのが 50.6%で一番多いというのがここの調査結果がございまして、参考までにご紹介させていただきました。以上です。

会長 大体、これを見ると分布はわかります。それで、やはり子どもの貧困対策はピンポイントで貧困家庭に届けるようなものばかりではなくて、子ども食堂でもそうですけ

れども、少し緩やかな感じに。子ども食堂でしたら居場所とか食が十分ではない子ども達を対象に実施していると思います。家庭が貧困かどうかというのを調査して、貧困家庭の子どもだけそこに集めてというようなものではないものが多いのかなというふうには思うのですが。さっきおっしゃったみたいに、家庭の経済状況だけを視点にするのではなくてというような支援も多く入ってくるというふうに思います。佐々木委員、いかがですか。

佐々木委員 中々、貧困とかお金の相談はしづらい部分がきっとあるところなのではないかなというふうに思います。そうかと言って、お金がないから子どもに我慢させるのも少し違うと思うのです。例えば、窓口に行けば多分一番いろいろな方とお話できて相談しやすいと思うのですけれども、お仕事されている方ももちろんいると思うのでもう少しホームページなどのデジタルのツールを使って、例えば、子育てするのに小・中・高校にそれぞれ入学した場合、小田原市では大体どのくらいの費用がかかるのか、子育てする中で指標みたいなものが分かるようになれば心強いなと思いました。もちろん、人によってそれぞれ異なりますし、指標を出すのは難しいことと思いますが。

会長 そのお金を自分の家庭で用意できるのかなということですよ。

佐々木委員 そうです。その部分が周りに相談しにくい部分もあるので、子育てをする上で基本的な所だと思うのですけれども、窓口に行かなくても、ホームページ等で分かると助かる人もいるのではないかと思います。

会長 そういう情報はあるのですか。

事務局 一般的なものならばありますけれども、小田原市に特化したものはございません。

佐々木委員 そうですよ。一般的なものは多分、見られますよね。ですが、この地でこういうふう子育てするのだなというのが分かる、そういうサポートが受けられるというのも分かると子育て世代もすごくありがたいのではないかなというふうに思います。窓口に言って話すのが一番いいと思うのですけれども、やはり時間がとれないとか中々聞きづらいとか、そういう方ももちろんいるのではないかなというのを、考慮し

た上で、そういった情報をどういうふうに出すかは難しいところだと思うのですけれども、あればいいなというふうに思います。

会長 子どもの成長に沿って、その時々でいくらかかるかという参考になるようなものがあると良いと。また、この部分の費用が自分の家庭では経済的に支払えない場合は、こういう制度がありますというのが、同じく子どもの成長に沿って情報が分かると良いということですね。

佐々木委員 そうです。
あと、もう1点、ずっと子どもを育てていて思うことがあるのですが。私は埼玉県出身で、通信制高校の教員をずっとやっていました。発達障害とか不登校の子とか、そういうところの学校で勤めていたのですけれども。埼玉県には「潤いファイル」というファイルがありまして、これはライフステージに応じて切れ目のない支援と繋がってくると思うのですけれど、各機関が相互に子どもの支援状況を把握して必要な連携を図ってくれるというファイルなのですが、実は自分の子どもが少し発達に課題があります。できたらそういうファイルがあることで、今すぐく小学校に上がることに對して不安を感じているので、子どもがどういうサポートを受けられるとか、中学校に上がるのもそうなのだけれども、例えば各機関で連携して市の福祉課や児童発達支援センターや学校など、そういったところで連携して取り組んでもらえたら、先生が変わったとしても関係なく子どもの発達状況が分かるという、そういう取り組みを是非してもらえたらと思っています。お願いします。

会長 ありがとうございます。事務局何かありますか。

子ども青少年支援課 ファイルについてですけれども、障がい福祉の分野で自立支援協議会というものがあるのですが、同様のファイルを作っているのですけれど、それはあまり活用されていないという実情があります。ですので、そのファイルを子どもの分野でも共用をしていくとか、保育園と幼稚園と小学校が連携して支援を充実させるというのは、支援者側でもそうしたいなという思いはありますので、その辺が保護者も一緒に思っているということなので、繋がれることは重要なかと考えます。

佐々木委員　　そうです。現状では、例えば支援の方が小学校に連絡して子どもの状況を一人一人伝えているとおっしゃっていたので、そういうものがもっと簡潔というかデジタル化されていくと、そういった部分の人の負担が減るのではないかなというのをずっと思っていました。

部長　　よろしいですか。

やはり、今言われたような小学校に上がる時のギャップというのは全国的に課題として捉えられているところですけど、小田原市でも就学前は当時の子育て政策課で、小学校に上がると教育委員会の方で担当するというような形でおりました。それで、やはり保護者の方から小学校に上がる時にギャップが生じてしまうと、またお子さんの状況などをしっかり説明しなければいけなくなるといった課題がありました。そういった部分を繋げたいということで、令和2年度に「はーもにい」という「おだわら子ども若者教育支援センター」という施設を設置し、そこに教育指導課の教育相談を担当していた部署と新たに子ども青少年支援課という課を設置し子ども相談の部署を一緒にしまして、そこで切れ目のない支援というのがやっていけるような体制は整えているところがございます。システムにつきましても、将来的には義務教育卒業後の39歳ぐらいまで使えるような形にできていければというふうに思っておりますが、その辺は今後の課題と考えております。ただ、そういった課題感をもって既に着手をしているということをご理解いただければと思います。

会長　　ありがとうございます。

今おっしゃったような、こういう支援があればいいとか、そういうことは、子ども・子育て支援事業計画に載ってくると良いと思うのですが、資料の3-2をご覧ください。今度貧困対策という視点にはなるのですが、第6章をこのような章立てで加えるということについてご意見はいかがでしょうか。自分がイメージしているところが、どこに入るのだろうかとか、これで十分なのかとか。小田原市として独自にこのようなものを加えたらいいとか、ご意見がございましたらお願いいたします。皆様のご意見でこの計画が作られていきます。武藤委員、お願いします。

武藤委員　　子育て支援に関連する事業が、170以上の事業があるとのことで、広報紙等で周知をしていることと思うが、どれだけ市民に情報が届いているのか疑問があります。ま

た、費用対効果がどれほどのものか、実績がどのくらいあったのか、分かりやすい資料があると良いと思います。

事務局

お答えします。費用対効果は金額とのダイレクト感はないものでございますけれども、毎年、昨年はコロナで中止しておりました。こちらの会議におきまして資料として、その前の年に市がどういった事業をやってどうでしたという結果を資料としてお出ししております。それも、今年も同様に資料をお作りして第2回の会議でお示ししたいと思っております。なお、過去の会議で皆さんにお示した、その市がどういう取り組みをしてどうだったという資料につきましては、市のホームページにも毎年の分を載せて市民の方に広く公開してご覧いただいているところです。以上です。

会長

ありがとうございます。また、次回お示しいただくということで。よろしいですか。他にこの第6章の1、2、3、4。この国の枠組みをそのまま載せてある訳ですけども、これで国の資料3-1を見るとこのような内容が入ってきますということですけども。いかがでしょうか。施策の体系の中では、基本目標の中に貧困対策なのだけれど、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の構築ということ載せるということ。これについてもご意見いただければと思います。

遠藤委員

少し確認なのですが、施策の体系で基本目標の一番下に枠組みで入れますと。それで、その次の基本施策というのが7項目ありますけれども、基本目標一番下に案のとおり目標が一つ追加させることによって、基本施策というのはいくぶん分散していくものなのか、ここ7項目の中で対応していくものなのか。少し確認だけしたいと思います。

事務局

お答えします。この表をよく見ますと、それぞれの基本的な視点が全ての基本目標にかかり全ての基本目標が全ての施策にかかるという、そういう作りになっております。今回基本目標の一番下に、貧困に関する項目を設けましたのも、その貧困に対する市の基本目標がそれぞれの施策に趣旨が落とし込まれていくものということで、基本目標のところに置いたものでございます。従いまして、基本施策にそれぞれ既に先ほど資料の縦長の表で見ていただいた事業がぶら下がっているのですが、既に貧困対策に関する事業がぶら下がっているものもございまして、これを機に新たな事業を、

1から7のどこかは分かりませんが、新たに追加していくということも今回やっていきたいというようなことも思っております。以上です。

会長 ありがとうございます。委員の中から、例えば基本施策8にこのようなものを入れたらどうだろうというのが出た場合はプラスされますよね。どうですか。

事務局 まず事務的な話をすると今回中間見直しという部分で言いますと、中間見直しでやっていただくべきことは保育の供給量のところとか、そういう数値的な部分を主に議論いただきますので、その面で新たな基本施策を1つ追加するという事は、今回中間見直しではなく次の第3期計画策定のところで主にやっていただきます。ただし、今回貧困対策に関する計画を中に織り込んでいきたいと思いますので、その点で基本施策に新たに貧困対策に関する項目を1つ立てようというのはありかもしれません。

会長 ありがとうございます。いかがですか。出ているものはもう決まったものではなくて、今、皆さんの意見で動いていくものなのですね。ですから、質問で出たらその質問に対して、ではこの質問をしたのはこういうものもあつたらいいと思うというようなこともおっしゃっていただけると嬉しいと思うのです。国が出している重点施策をこのまま入れなくてはいけないということではないですよ。意味合いとか取り組みとして、これが入っていればいいということですよ。

川向委員、お願いします。

川向委員 少し意味合いが違ってしまふかもしれないのですが、資料3-1の基本的な方針の2つ目。支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭への配慮となっているのですが、これは小田原市としてはどのようにお考えでしょうか。というのが、私は主任児童委員なのですが民生委員・児童委員でもありますので、いろいろなご家庭のお話とか生徒さんのお話と、小中学校の方のお話も、会議に出させていただきます。たまたま、ここにその子が2歳ぐらいからですか。もう中学生になるのですが、その子が生存しているかどうか。生命の危機があるのかどうかというのを、ちょっと確認をしていただきたいというのを10年以上前に。私は15年くらいやっていますので10年以上も前のことなのですが、その子のことを確認して

ほしいと。ただ、市の方からご連絡があったのですけれども、その時の当時の主任児童委員と一緒に2人で参りました。ただ、ご近所に聞く訳にはいかないのです。これは守秘義務がございますので。それで、夕方ですね。昼間だと分からないので、夕方少しポツポツと明かりが付き始めた時間にお宅の方に伺いまして、電気がついているかなとか1、2時間その辺を子どもが出てきたりしていないかというのを確認していたりしていたのですけれども、やはり就学の年齢になってもお家に行くのをお母さんが嫌がるようで。そうすると、その子自体がちょっとこう、何というのですか。ペットを飼っていらっしゃるのだと思うのですけれども、やはり臭い云々で他の子ども達からどうしても疎まれてしまう点が出てきてしまうという状態になってしまっている訳ですね。そうすると、たまたまそのお子さんのことは4歳ぐらいから話は聞いておりましたので。ただ積極的にこちらから、主任児童委員からはできないのです。民生委員の方からは。それで、保護というのでもできませんし。例えば、そういうふうになった時に届きにくい。届いていないというのは、絶対に小田原にもあると思うのですね。それで、先ほどの先生のお話ではないのですけれども、そんなに無理にではなくても親御さんがそういう支援を受け入れ態勢ではない。受け入れ態勢がないが故に、お子さんも貧困になってしまう。だから、その貧困というのが先ほどからおっしゃっていただける本当の食べる・食べないの貧困なのか、心の貧困なのかというのが、今回の子どもの貧困対策というのにずっと考えているのですけれども、小田原市としてはどういうふうに、そういう子をご家庭とかに入っていく形。入り口を考えてらっしゃるでしょうか。

子ども青少
年支援課

児童虐待の通告窓口も私どもという形になります。少し10年ぐらい前のお話ということですが、子どもの生存確認ができませんというようなことに対しては、今は小学生とそれ以下の年齢にある子どもを対象に、生存確認を必ず年に1回以上はしないといけないというのがあって、どこにも未就学で所属していませんという子ども、コロナ禍の影響も踏まえて確認をしていかななくてはいけないというような動きも現状においてあります。ただ、それで1回確認すればいいのかというお話もありますので、地域の方がそういう心配をされていたら私どもの方に連絡をいただいて、地域に全部お願いするということではなくて、こちらで必要な確認をしていかなければいけないというふうにも思っております。ですので、役割分担をしながら一緒に対応する場合もあれば、こちらが主になって対応していくというようなこともあると思ってお

ります。

川向委員

中学生なのですけれども、先生の方から学校の方というふうにお話をしても、中々保護者の方が気持ちを出していただけないというか、拒否の形。それから家庭訪問であつたら一切、そこは閉ざしてしまうという。そうすると、そういう場合には、結局は市役所の方というよりも、学校の先生の方に再度根気強くしていただくしかないと思うのですけれども、ここに基本的な方針で支援が届いていない届きにくい子ども・家族にも配慮というのがもう載っているので、確信的にそういうご家庭に対する支援を小田原市も考えていらっしゃるのだろうというので。少し聞かせていただきました。

会長

そうですね。基本的な方針にこれが入っているということはもちろん、今おっしゃったような家庭があるというのを前提に、そういう家庭のことも見過ごさないで施策の中でしっかりやっていきたいと思います。だから、今一生懸命やっているけれど不十分だったり、家庭が閉ざされていて上手くいかない部分もあるけれど、ではどうしたらいいのだろうというようなところも、この対策に入れながら色々な方法を考えていくしかないですよ。ただ、そののところがなかったことにしないで、しっかりと取り組んでいきたいと思いますという方向性ということだと思います。

川向委員

そうですね。私も、基本的な生活が困窮なのか、収入的な困窮なのか、どちらを対象にするのかなと考えていたところです。

会長

先ほどご説明があつたように収入的な困窮だけではなくて、収入的な困窮プラス子どもへの無関心とかネグレクトとか、そういうのも加えて考えますということです。方針としては。

部長

追加で少しよろしいでしょうか。まず、10年前くらいですと、恐らくその頃は児童相談所が一括で担当していたのではないかと思います。今色々と家庭の事情、子どもの周辺環境が変わってきてまして、市の方でもそういったことを対応するようというふうには法律が変わって対応しているところでございます。そして、こういった届きに

くい家庭は先ほど委員もおっしゃられていましたように、特に保護者の方がそういった援助とか他の方の干渉をすごく嫌がるというようなケースもございます。そういった場合、当然私ども市ではそういったところを把握しきれないと。そうすると、やはりその児童委員、民生委員の皆様方ですとか学校の先生方、そういった方が、まず最初に気が付くというケースが非常に多くなっております。従いまして市の方では子ども相談を担当している子ども青少年支援課へ、そういったことがあったらまず何か相談してくださいと周知しています。それで、その上でどうやって対応していくのがいいのかというようなのを市の方で考えていくようにいたしますので、何か今後そのようなケースがございましたらば、とりあえず、は一もにい（子ども青少年支援課）の方にご連絡いただければと思います。

そして、今会長の方からもございましたけれども、子どもの貧困という言葉をやがわざ使うのは経済的な貧困だけではなくて、子どもが成長段階で普通に得られる経験ですとか、得られるものがない場合にその成長に影響が出てくると。そういったことを含めて子どもの貧困というふうに呼んでおりますので、そういったことも含めて対応してまいりたいと市の方では考えております。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。この項目に関してはどうですか、6章の項目。私の方からいいですか。何か、国の方で4つ出している訳ですけれども、2番の「生活の安定に資するための支援」と、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」というのは、両方とも経済的な支援というふうに同じことになってしまうので、保護者の経済生活を安定させるための支援というのは1つにして、何かもう少し子どもの育ちに関することが入ったらいいのではないかなと思うのです。もちろん、小田原市の調査を見ても経済的に安定すれば子どもの状況もよくなるのだろうなどというのは推察できます。しかし、経済的な状況がよくなるまで待っているうちに子どもは育ってしまいますから、今の今、その子ども達の生活を直接支援するというのが必要なのではないのかなと思いましたが、そのような子どもに対して教育の支援だけでは不足かなと思います。あとはいかがでしょうか。

山崎委員、お願いします。

山崎委員

「教育の支援」のところなのですけれども、「地域に開かれた子どもの貧困対策プラットフォームとしての学校指導」のところなのですけれども、これについては小田原

市独自でこういうふうに行っているのか、そういうのを考えていく感じですか。「幼児教育・保育の無償化」については、国が決めて全部無償化というふうになってきていたのですが、学校の少人数制指導をすると、習熟度によってというのは、今小田原市を見ているとやっている学校とやっていない学校があるというのを感じるのです。それを、小田原市としてはどこの学校においても導入していきますというように考えているのかどうか教えていただけたらと思います。

事務局

お答えします。ご覧いただいていますこちらの大綱は、あくまでも国が策定している大綱でございますので、国目線である程度整理されているものです。従いまして、これらの全てを市町村が目指しているものと置き換えてしまいますと、それは少し違うと思っていますので、教育の支援に関して小田原市としてやるべきこと、今やっていること、これからやっていくことを掲げていきたいというふうに思っています。その案をまた皆さんにお示ししますので、その時にこういうことも取り組んでいったらいいのではないかとというのは、案に対してご意見をいただきたいというふうに思っております。

山崎委員

そうしたら、どこの学校でも小田原市内の学校だったら平等になるということですか。

会長

小田原市の学校で学校差があると感じていらっしゃる訳ですよ。

教育指導課

今の部分なのですが、まず資料に記載のある「スクールソーシャルワーカー」「スクールカウンセラー」という部分は、県からの派遣となっておりますので、小田原市独自で行っているものではなく、県からの派遣という形でやっています。同じく、少人数や習熟度別指導というところもなのですが、これも県からの加配という形でやっていますので、全校統一して同じような見解での授業という形は実際にはしておりません。なので、加配や各学校による校内研究であるとか、様々な指定等に合わせて学校の教育を行っていますので、後に記載のある「補修等」も同じなのですが、全ての学校で同じようにそういうものを行っているという訳ではありません。もちろん、その中で今後市独自でそういう加配をしていくであるとかリストを付けていくなっていくところは考えられると思いますが、現時点では市独自というものはございません。

今後は可能性としては期待していいということですか。

山崎委員

会長

小田原市の学校でこういうことをしましょうとか、これはこういう方針でやりましょうというのは全校統一してあって、私も教育委員なので学校訪問するのですが、学校ではその方針を受けて各学校の方針を出していらっしゃる訳ですよ。ただ、校長先生がそのためにはどうしたらいいかという方法論は、学校によって違うのかなと思います。それについて、例えば施設に通っていらっしゃるお子さんがいらした学校で、少しここはどうなのだろうと思った場合は、直接学校の方に、個人に適應できていない場合もあるかもしれないので、おっしゃっていくというのがすごくいいのではないかなと思うのです。あと、教育委員会でもそういう必要があれば話し合うようにはしますけれども、やはり校長先生の裁量で、その地域とかお子さん達に合った方法をとっていらっしゃると思うのですけれども。中島委員、いかがですか。

中島委員

本当に保護者の方の目線から各校で違うというのは、疑問に思われますよね。例えば、ここに書いてある少人数指導。県の方から代わりが1人来て。私の学校では3年生と4年生の算数を中心に2人の教員で指導したり、クラスを半分に分けて指導したりということをやっています。それが、本校では3、4年生ですけれども、他の学校では5、6年生だったりなどというような違いはあると思います。でも、目に見えて違うようなことはあってはいけないのかなというふうに思うのです。今日いただいたご意見は、校長会の中でも少し反映させて足並みが揃えていくように今後やっていきたいと思います。是非、こういうところでは保護者の方があれっと思うような標記にならないように、委員会と校長会の方とで足並み揃えてやっていきたいです。

会長

よかったですね、考えていただけるそうです。ありがとうございます。そろそろお時間なのですけれども、これは言っておきたかったというようなことがおありでしたらお願いします。よろしいでしょうか。

川本委員

教育支援の前の生まれてからというところの、本当に早期の部分の対策がすごく必要ではないのかなというふうに思っています。まず生まれてからその後。小学校などどこかに所属するまでの間の期間が、やはり貧困に対しての予防策というのが全くな

いのではないかなというふうに思っています。私の団体は子育て支援センターをしているので、その対策をして予防していく取り組みをしていく部分なのですが。支援センターを利用してくれる方などは、何か困りごとがあった時に、じゃあどこにいったらいいよというアナウンスが私たちもできるのですが、まだまだ市民に向けてというところでは、小田原市が弱いのではないかなというふうに思っているのです。そういうものを考えても実際知っている人たち関係者の人は把握はしていても、では実際に利用していたり困っている人のところに届かないというところがないような形で、計画を立てていきたいというふうに思っています。

会長

そうですね、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。今日、皆さんに発言していただきたかったですけれども、次回是非お願いいたします。保護者の方からいらしてくださったので、本当にご自身の体験でも構わないので、次の時に今日聞いて帰ってからそうだと思うようなことを溜めておいてください。

では、お時間になりました。本日、以上予定していた議事が全て終了いたしました。活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。では、事務局にお戻りいたします。

事務局

吉田会長、どうもありがとうございました。ただいま皆様から様々なご意見をいただきましたけれども、そういえばこのようなこともあるだろうかなど、何か思いついたというようなことがありましたら、本日は皆様に意見票のようなものはお渡ししてごさいませんが、ご遠慮なく子育て政策課の方にお寄せいただければと思います。それで、本日の会議の開催通知に事務担当ということで子育て政策課の電話番号、ファックス番号、Eメールのアドレスなどを記載してごさいますので、それらで、ご意見を賜ればと考えております。そういったご意見をいただきましたなら、次回に向けての計画作りには是非生かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次第の6その他に移ります。委員の皆様から何かこの場を利用して意見交換をしたい案件や、情報提供などがございましたらお話していきたいと思っております。いかがでしょうか。

(意見等なし)

事務局

次回の会議についてですが、第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画の中間評価と、子どもの貧困対策推進計画の素案について、ご審議いただきたいと考えております。第2回の会議については、10月に開催を予定しております。また、開催の時期が近づきましたら通知で皆様へお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして令和4年度第1回小田原市子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会)